

学校法人 羽衣学園
ガバナンス・コード
＜第2版＞

2025（令和7）年7月25日

学校法人 羽衣学園

目

次

はじめに ～ガバナンス・コードの改定にあたって～	1
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	2
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	
実施項目 1－1 ① 建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	
実施項目 1－1 ② 「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	
実施項目 1－1 ③ 教学組織の権限と役割の明確化	
実施項目 1－1 ④ 教職協働体制の確保	
実施項目 1－1 ⑤ 教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	
実施項目 1－2 ① 中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	
実施項目 1－2 ② 計画実現のための進捗管理	
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	4
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	
実施項目 2－1 ① 社会の要請に応える人材の育成	
実施項目 2－1 ② 社会貢献・地域連携の推進	
原則 2－2 多様性への対応	
実施項目 2－2 ① 多様性を受容する体制の充実	
実施項目 2－2 ② 役員等への女性登用の配慮	
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	5
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	
実施項目 3－1 ① 理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	
実施項目 3－1 ② 理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	
実施項目 3－1 ③ 理事への情報提供・研修機会の充実	
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	
実施項目 3－2 ① 監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	
実施項目 3－2 ② 監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	
実施項目 3－2 ③ 監事への情報提供・研修機会の充実	
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	
実施項目 3－3 ① 評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	
実施項目 3－3 ② 評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	
実施項目 3－3 ③ 評議員への情報提供・研修機会の充実	
原則 3－4 危機管理体制の確立	

実施項目 3－4 ① 危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用

実施項目 3－4 ② 法令等遵守のための体制整備

基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ① 情報公開推進のための方針の策定

実施項目 4－1 ② ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫

おわりに・・ 1 1

はじめに ～ガバナンス・コードの改定にあたって～

学校法人羽衣学園は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する羽衣国際大学（以下、本学という）が、主体性を重んじ、公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した大学づくりを進めることを目的として、その運営の基本を示した「学校法人羽衣学園ガバナンス・コード第1版」（以下、「第1版」という。）を制定しました。

第1版の制定以降、本学では、自ら制定したガバナンス・コードの遵守（実施）状況を点検し、ガバナンス・コードの活用が推進されてきました。他方、一部の私立大学を巡る不祥事報道が相次いだことなどにより、私立大学に対するガバナンス強化を求める社会的要請が高まり、私立学校法が改正されました（令和5年4月26日可決・成立、同年5月8日公布、令和7年4月1日施行）。

本学では、ガバナンス・コードに対する取組状況及び学校法人のガバナンス改革に係る社会的要請（学校法人制度の改正等）を踏まえて、ガバナンス強化に係る自主・自律的な取組を一層促進することにより、私立大学全体の経営の健全性の更なる向上・発展を目指していくため、「学校法人羽衣学園ガバナンス・コード第2版」（以下、「本コード」という。）を策定しました。

今般、策定した本コードは、先述の第1版制定時の目的・意義を大きく変更するものではなく、第1版で掲げた5つの原則（第1章～第5章）を、4つの「基本原則」及びそれに紐づく「原則」、「実施項目」の3層で構成し、運用面において、本学が自ら遵守（実施）状況を点検し、その結果を広く社会に公表するために改定したものです。

学校法人羽衣学園は、本コードを遵守して、適切なガバナンスの確保・強化を図り、学生や保護者を中心としたステークホルダーの信頼維持に努め、安定的かつ持続可能なガバナンス体制の下で、建学の精神に基づく人材育成を通じて社会の発展に寄与していきます。

学校法人羽衣学園ガバナンス・コード 第2版

基本原則1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）

本学は、私立大学としての個性・特色ある多様な教育研究活動の質及び経営の健全性の維持・向上を図るため、建学の精神等の基本理念に基づき、教学と経営を一体的かつ自主・自律的に運営します。

原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

本学は、建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明確に示し理解を得るとともに、目的達成に向けた教学運営体制を確立し、教育研究活動を推進します。

（1）建学の精神・理念

建学の精神・理念は次のとおりです。

『愛真教育』を基盤とした『自由・自主・自律・個性尊重の人間教育』を通して、社会に有為な人材を育成する」

（2）建学の精神・理念に基づく人材像

建学の精神・理念に基づく人材像は次のとおりです。

「これからの共生社会において主体的に行動する実践的職業人」

（3）建学の精神・理念に基づく教育目的等

本学の建学の精神（理念）に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。

①大学の教育目的及び研究目的

「これからの共生社会において主体的に行動する実践的職業人を育成する」

②現代社会学部の教育目的及び研究目的

「現代社会において必要とされる幅広い知識と国際的視野を持ち、社会で活躍できる実践的能力と豊かな教養を身につけ、産業の発展及び社会の福祉に、わが国はもとより国際社会に貢献する有為の人材の育成をはかる」

③人間生活学部の教育目的及び研究目的

「現代社会の人とその生活に関連する諸課題について、単に家庭における生活技術の習得にとどまらず、社会的、科学的な分野にわたる多角的・総合的な専門科目の履修によって内面的な豊かさを形成、社会に貢献できる実質的な能力を持った有為な人材の育成をはかる」

実施項目1-1① 建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示

本学は、建学の精神等の基本理念及び教育目的を、ホームページや大学案内パンフレット等の様々な媒体を通して、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示します。

実施項目1-1② 「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化

学生等に対して、入学から卒業に至るまでの学びの道筋を明確に示すとともに、不断の自己点検・評価結果に基づき、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に努めます。

実施項目1-1③ 教学組織の権限と役割の明確化

学長の責務（役割及び職務範囲）、学長の補佐体制（副学長・学部長の役割）及び教授会の役割（学長と教授会の関係）等、教学組織の権限と役割を、様々な規程により明確にします。

実施項目 1－1 ④ 教職協働体制の確保

教員と職員等が、適切に分担・協力・連携を行うことを可能とする体制を確保し、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努めます。

実施項目 1－1 ⑤ 教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進

ファカルティ・ディベロップメント（FD）、スタッフ・ディベロップメント（SD）に係る基本方針を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を実施します。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

本学は、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して実効性のある中期的な計画を示し、進捗管理を行うことによって、教育研究の質の向上及び組織運営の強化を図ります。

実施項目 1－2 ① 中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定

策定の主体や計画の期間、ステークホルダーからの意見を聴取・反映し、データやエビデンスに基づく教学及び経営に関する具体策を盛り込みます。

- ①安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。
- ②財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- ③改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ④経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。
- ⑤中期的な計画に盛り込む内容例
 - ア 建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標
 - イ 教育改革の具体策と実現見通し
 - ウ 経営・ガバナンス強化策
 - エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開
 - オ 財政基盤の安定化策
 - カ 設置校の入学定員確保策
 - キ 設置校の教育環境整備計画
 - ク グローバル化、ICT 化策
 - ケ 計画実現のための PDCA 体制

実施項目 1－2 ② 計画実現のための進捗管理

計画実現のための進捗管理体制を確立し、進捗状況を把握し、その結果を内外に公表するとともに、必要に応じて計画の修正を行います。

- ①中期的な計画の進捗状況、財務状況については、企画運営本部会議で進捗状況を管理把握し、外部の有識者にも評価してもらう（地域懇談会による外部評価）など、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。

基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）

本学は、常に時代の変化に対応し、社会に貢献するため、公共性と社会性を重んじ、建学の精神等の基本理念に基づく教育研究・社会貢献活動を実践し、社会に有為な人材を輩出するとともに、社会課題の解決等に努めます。

（1）認証評価及び自己点検・評価

①認証評価

平成 16（2004）年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

②自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCA サイクル）の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

（2）社会貢献・地域連携

①資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

②産官学地の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産業界、自治体等公共機関、地域と、大学との結節点として機能します。

③地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

④大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組みます。

⑤環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

本学は、社会からの要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動を実践するとともに、そこから得た教育研究活動の多様な成果を社会に還元し、社会の安定と発展に貢献します。

実施項目 2－1 ① 社会の要請に応える人材の育成

建学の精神に基づく人材育成とともに、地域の多様な社会人への教育機会の提供など、社会の要請に応じた学びの機会を提供します。

実施項目 2－1 ② 社会貢献・地域連携の推進

環境への配慮をはじめとする社会課題への対応や産官学連携による地域課題の解決に向けた取り組みなど、「知の拠点」としての大学の役割を果たすよう努めます。

原則 2－2 多様性への対応

本学は、ダイバーシティ&インクルージョンの理念を踏まえ、多様性が尊重され、包摂される共生社会の実現のため、学生、教職員等のすべての構成員の多様な価値観等が受容される環境を整備するなど、多様性への対応を講じます。

実施項目 2－2① 多様性を受容する体制の充実

性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生、教職員等を受け入れる学内環境・体制の整備・充実に努めます。

実施項目 2－2② 役員等への女性登用の配慮

男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員や評議員等への女性登用に配慮します。

基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）

本学は、持続的な私立大学の価値向上を実現するため、ガバナンスに関する基本的な考え方や対応方針等を明確にすることにより、実効性の高いガバナンス体制を構築し、経営の安定性と継続性を確保します。

理事会の役割

①意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

②理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行います。

④学長への権限委任

ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。

イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。

ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

⑤実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

⑥役員（理事・監事）は、（ア）その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、（イ）その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

⑦役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

⑧役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免について寄附行為に規定しています。

⑨理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

本学は、理事会における学校法人の業務に関する意思決定の機動性及び理事の業務執行に関する監督機能の適正性を確保する観点から、理事会の構成・運営方針等を明確にします。

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ①理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。
- ②理事長を補佐する理事として、常務理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。
- ③理事長及び理事の解任については、寄附行為に定めています。
- ④理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑤理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑥理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑦学校法人と理事との利益が相反する事項については、当該理事は審議及び議決に加わることはできません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

(2) 学内理事の役割

- ①教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ②教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(3) 外部理事の役割

- ①複数各2名以上の外部理事を選任します。
- ②外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ③外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

実施項目 3－1 ① 理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保

理事の責務を踏まえた人材確保の方針やあるべき理事長像を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保します。

実施項目 3－1 ② 理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立

理事会の役割及び理事の責務を明確にするとともに評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保します。

実施項目 3－1 ③ 理事への情報提供・研修機会の充実

学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるように、新任・外部を含む理事に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努めます。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

本学は、学校法人の管理運営の適正性を確保するうえで、監事及び会計監査人の独立性を高め、組織の重層的チェック体制を構築し、監査機能を強化するとともに、監事機能を実質化します。

監事の責務（役割・職務範囲）について

- ①監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ②監事は、その責務を果たすため、理事会と評議員会には出席しなければなりません。
- ③監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案などを調査しなければなりません。
- ④監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ⑤監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑥監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

実施項目 3－2 ① 監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保

監事及び会計監査人の独立性を確保する観点を重視し、選任基準を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保します。

監事の選任

- ①監事の独立性を確保する観点を重視し、評議員会が監事を選任します。
- ②監事は2名以上3名以内を置くこととします。
- ③監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

実施項目 3－2 ② 監事、会計監査人及び内部監査室等の連携

監査の基準・計画を策定するとともに、監事、会計監査人及び内部統制室等の連携体制を確立し、監査計画・結果等について、情報共有・意見交換を行います。

実施項目 3－2 ③ 監事への情報提供・研修機会の充実

監事が十分な監査ができるように、監事業務を支援するための情報提供・研修機会の確保・充実に努めます。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

本学は、諮問機関としての評議員会機能の実質化及び監督機能の強化を図り、学校法人運営の機動性及び安定性を確保する観点から、評議員会の構成・運営方針等を明確にします。

評議員の責務（役割・職務範囲）について

- ①監事、会計監査人の選任
- ②重要な寄附行為の変更、合併、解散の決議
- ③次に掲げる事項について、評議員会の意見を述べます。
 - ・理事選任機関が、理事の選任を決定するとき
 - ・予算及び事業計画
 - ・事業に関する中期的な計画
 - ・借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
 - ・役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
 - ・予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

- ・寄附金品の募集に関する事項
- ・その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

実施項目 3-3 ① 評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保

学校法人設立の経緯や建学の精神との調和にも配慮し、評議員の属性に応じた評議員会構成上の上限割合の考え方を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保します。

評議員の選任

- ①評議員の人数は、理事人数を超える人数を選任します。
- ②評議員は理事との兼職はできません。
- ③評議員となる者は、次に掲げる者としています。
 - ア 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為及び評議員会運営規程の定めるところにより選任された者
 - イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で寄附行為及び評議員会運営規程の定めるところにより選任された者
 - ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為及び評議員会運営規程の定めるところにより選任された者
- ④学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。

実施項目 3-3 ② 評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立

評議員会の招集や議決事項、評議員の責務を明確にするとともに、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保します。

実施項目 3-3 ③ 評議員への情報提供・研修機会の充実

学校法人の適正な運営に必要とされる識見を習得できるように、新任・外部を含む評議員に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努めます。

原則 3-4 危機管理体制の確立

本学は、自然災害・事故・事件等の事象によるあらゆるリスク及び危機を未然に防止するとともに、発生時における被害を最小限にとどめるため、実効性のある危機管理体制を確立します。

実施項目 3-4 ① 危機管理マニュアルの整備・活用

事象に応じた危機管理マニュアルを整備するとともに、学生及び教職員等の安全確保に努め、学内において広く浸透させます。

実施項目 3-4 ② 法令等遵守のための体制整備

法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取り組むとともに、違反又はそのおそれがある行為に関する内部通報窓口の設置など、内部通報体制を整備します。

基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）

本学は、教学運営・経営の透明性を高め、幅広いステークホルダーからの信頼を維持・向上するた

め、法律上公表が定められていない情報についても、積極的に自らの判断によって、努めて最大限公開します。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

本学は、自らが行う教育研究活動やそれを支える経営に係る情報について、様々な機会を通じて積極的に公開することによって、広く社会からの理解・信頼を得るよう努めます。

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第 172 条第 2 項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開すべき情報については主体的に情報発信していきます。

①教育・研究に資する情報公表

- ア 大学の教育研究上の目的
- イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

②学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 事業報告書

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。

①教育・研究に資する情報公開

- ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数
- イ 大学間連携
- ウ 地域連携並びに産学官連携

(3) 情報公開の工夫等

①上記（1）②の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。

②公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、

「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。

実施項目 4－1 ① 情報公開推進のための方針の策定

情報を公開する対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、情報公開を推進します。

実施項目 4－1 ② ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫

用語解説や分かりやすい説明を付すなど、説明方法を常に工夫し、幅広いステークホルダーの理解促進に努めます。

おわりに

本コードは、本学のガバナンス強化に係る自主・自律的な取組みを一層促進することにより、私立大学全体の経営の健全性の更なる向上・発展を目指していくために策定したものです。

本学は、本コードを活用し、自主的に遵守（実施）状況の点検結果を広く社会に公表することにより、教育・研究の質向上を図るとともに、管理運営の透明性を確保し、社会からの信頼を得て、経営の健全性の更なる向上を図るよう努めていきます。